

排出確認済証に関する注意事項（船舶用）

廃棄物海洋投入処分に係る船舶からの廃棄物排出の確認申請は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第10条の12の規定に基づく手続きです。

廃棄物海洋投入処分の実施に当たっては、海防法その他関係法令を確認のうえ排出確認済証の各記載事項を遵守するとともに、下記注意事項に留意するようお願いします。

1 廃棄物海洋投入処分変更許可証の交付を受けた場合について（海防法第10条の10第1項関係）

- ・ 廃棄物海洋投入処分変更許可証（以下「変更許可証」という）の交付を受けた場合は、当該変更許可証に基づく排出確認申請書を提出し、新たな排出確認済証の交付を受けてください。
- ・ 変更前の廃棄物海洋投入処分許可証に基づく排出確認済証による排出はできませんので、同排出確認済証を交付者へ速やかに返納するとともに、包括確認の場合は、「5(3)」により排出実績報告書を提出してください。

2 排出確認済証における「排出量」について（海防法第10条の12第1項関係）

- ・ 排出確認済証に記載されている排出量を超えて排出することはできません。
- ・ 排出に関する計画に変更がある場合は、改めて排出確認申請書を提出してください。
- ・ 新しい排出確認済証の交付を受けたときは、旧排出確認済証を交付者へ速やかに返納するとともに、包括確認の場合は、「5(3)」により排出実績報告書を提出してください。

3 排出確認済証における「排出方法」について（海防法第10条の12第1項関係）

- ・ 排出確認済証の「排出方法」欄に記載されている排出量に関する条件は、同一の許可証に基づいて複数の船舶が排出する場合においては、当該複数の船舶に対して適用されます。

4 排出確認済証の船舶内への備え置きについて（海防法第10条の12第3項関係）

- ・ 排出確認済証は、廃棄物の排出に従事する船舶内に備え置いてください。

5 排出実績報告書の提出について

- (1) 包括確認（有効期間が1ヶ月未満）の場合
当該排出終了後、速やかに提出してください。
- (2) 包括確認（有効期間が1ヶ月以上）の場合
排出確認済証に記載している有効期間の初日から起算して1ヶ月毎に提出してください。
- (3) 排出確認済証が失効した場合
包括確認の場合は、失効日までの未報告の排出実績について速やかに提出してください。

※排出実績報告書は、排出実績が「0」の場合も提出する必要があります。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（関係条文）

第10条の6（船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可）	第1項罰則	第55条第1項第4号
第10条の7（許可の欠格条項）		
第10条の8（許可の基準等）		
第10条の9（排出海域の監視）	第2項罰則	第57条第4号
第10条の10（変更の許可等）	第1項罰則	第55条第1項第4号
	第4項罰則	第61条
第10条の11（許可の取消し）		
第10条の12（船舶からの廃棄物排出の確認）	第1項罰則	第57条第5号
	第3項罰則	第58条第4号
第59条		（第55条から第58条までの両罰規定）